

複数単価契約における業者決定までの手順

- ① 各項目の予定価格にそれぞれの予定数量を乗じた額の総額に応じた見積業者数を指名します。
- ② 指名した業者から見積書を徴取し、各項目の見積単価にそれぞれの予定数量を乗じた額の総額により、最低価格者となる見積業者を選定します。
- ③ 選定された見積業者のすべての項目の見積単価が、予定価格以下であれば契約業者として決定となります。
- ④ 予定価格超過の見積単価がある場合は、その旨を当該見積業者に連絡し2回目の見積書を徴取し、当該単価が予定価格以下となれば契約業者として決定となります。
- ⑤ ④の結果、当該項目の見積単価が予定価格以下とならない場合又は2回目の見積書提出を辞退した場合は、総額が2番目に低い見積業者と③～④の手続きを同様に行います。
- ⑥ 以下、総額が低い順に③～④の手続きを行った結果、いずれの業者にあっても、すべての項目が予定価格以下とならない場合は、不調とします。

【備考】

- ・「物品の購入（印刷製本含む）」の契約については、見積書の徴取は3回目まで行います。